

関係団体の皆様

山口県土木建築部技術管理課長

週休 2 日工事の実施要領の改定について (送付)

県では、週休 2 日の確保に向けた取組をより一層推進するため、週休 2 日工事の実施要領を改定しましたので、お知らせします。

記

主な改正の概要

(1) 「完全週休 2 日」方式の導入

全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行う「完全週休 2 日」方式を導入する。契約後の協議により、月単位もしくは完全週休 2 日のどちらを実施するか決定するものとする。

(2) 発注方式

現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事を発注者指定型の「週休 2 日工事 (現場閉所型または交替制) 月単位」として発注する。

※応急復旧工事など、週休 2 日工事の実施が困難な工事は除く

(3) 経費の補正方法

発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。なお、完全週休 2 日の達成が確認された場合においても、設計変更は行わない。

(4) 工事成績評定

週休 2 日工事の実施状況に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表において評価する。

技術指導班
担当：松村、掛波
083-933-3636